

練馬区版 いじめ対応のポイント

1 練馬区におけるいじめ対応の基本姿勢と現状

文部科学省の調査では、いじめの定義を、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」としています。起こった場所は学校の内外を問わないことになっています。

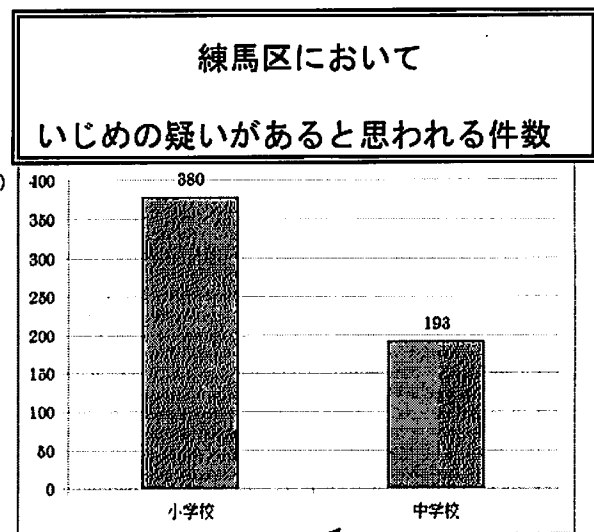
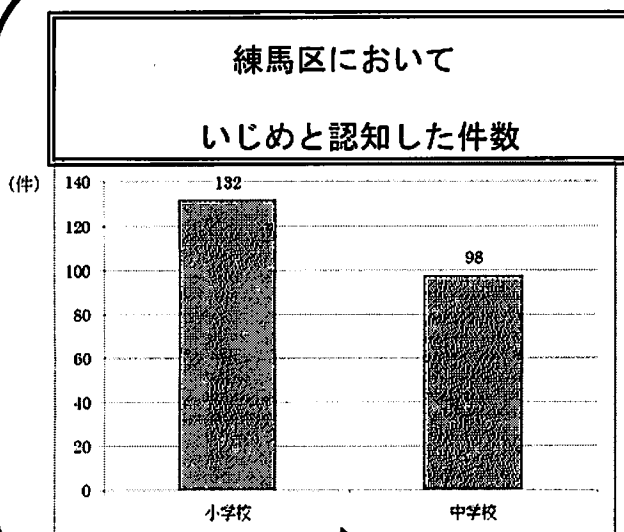
各学校においては、いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの幼児・児童・生徒にも起こりうるとの基本的認識に立つことが改めて求められています。

これまでも、学校や幼稚園では次の基本的な姿勢を明確にし、組織的に取り組んできました。

〈練馬区の基本姿勢〉

いじめはどの学校（園）にも起こり得るとの認識に立ち、いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に立ち、組織で対応する。

平成24年7月に東京都教育委員会が実施した「いじめの実態把握のための緊急調査」では、次のような結果となりました。



各校が認知したケースについては、教育委員会も内容を共有し、必要に応じて学校と連絡を取り合います。

疑いもたれる段階から、早めに対応する必要があります。次のページに示しました「いじめ発見のポイント」を参考に、児童・生徒を観察しいじめの有無を見極めてください。

2 いじめに対する指導について

いじめ対応については、常に「当事者意識」と「危機意識」をもち、学校がいじめられている子を守るといふ強い気持ちで指導にあってください。

改めて平成23年10月11日に発生した津市立中学校2年生男子生徒の自殺の報道からの教訓をまとめてみました。

○いじめられている子供は、本当のことを言わない。

○担任が聞いても「大丈夫。」と言う。ましてやアンケートでは、自分からは何も書かない。

（今回、練馬区において実施した東京都の緊急調査でも、いじめられている本人は、アンケートに書かないケースが多かった。）

○けんか、ふざけあい、からかいは、いじめにつながるケースがある。

（いじめられキャラは、特に注意深く見守る必要がある。）

○家庭の問題と決めつけるといじめが見えなくなる可能性がある。

痛ましい事件を重く受け止め、いじめによる自殺を防止するためには、日頃から教職員と幼児・児童・生徒、そして幼児・児童・生徒相互の温かい人間関係をはぐくみ、子供たちのサインを確実に受け止めることがとても大切です。

自殺につながる危険性のある子供が発するサインの例

視点

突然の態度の変化

- ・ 疲れているように見える。
- ・ 睡眠不足のように見える。
- ・ 体重が減少してきている。
- ・ 突然家出をする。
- ・ 友達からいじられる。
- ・ 急に成績が落ちる。
- ・ 不機嫌でイライラする。
- ・ 身だしなみを気にしなくなる。
- ・ 突然泣き出すことがある。
- ・ 急に不自然なほど明るく振る舞う。
- ・ 気分が変わりやすくなる。

自殺をほのめかす言動・行動

- ・ 「遠くに行ってしまいたい。」「死にたい。」などと自殺をほのめかす言葉を使う。
- ・ 自殺についての文章を書く。
- ・ 自殺についての絵を描く。

態度の変化は、反抗的な態度をとっていた子供が、急に素直に話を聞くようになったり、学習に消極的だった子供が、積極的に質問してきたりするなど、好ましい方向への変化として現れる場合もあります。

3 いじめ発見のポイント

子供の状態

(次のような状態を示すことが多い。)

1 表情・態度

- 挨拶しても返さない。
- 笑顔がなく沈んでいる。
- ぼんやりとしていることが多い。
- 視線をそらし、合わそうとしない。
- 無理に、はしゃいでいる。
- 表情がさえず、ふさぎ込んで元気がない。
- 周りの様子を気にし、おどおどしている。
- 感情の起伏が激しい。
- いつも一人ぼっちである。

2 身体・服装

- 体に原因不明の傷などがある。
- けがの原因をあいまいにする。
- 顔色が悪く、活気がない。
- 寝不足等で顔がむくんでいる。
- ボタンが取れていたり、ポケットが破けたりしている。
- シャツやズボンが汚れていたり、破けたりしている。
- 服に靴の跡がついている。

3 持ち物・金銭

- かばんや筆箱等学習用具が隠される。
- ノートや教科書、体操服等に落書きがある。
- 机や椅子が傷つけられていたり、落書きされたりする。
- 作品や掲示物にいたずらされる。
- 靴や上履きが隠されたり、いたずらされたりする。
- 必要以上のお金を持っている。

4 言葉・行動

- 他の子供から、言葉かけを全くされていない。逆に、他の子供から、「うざい」「気持ち悪い」「汚い」等の悪口を言われる。
- いつもぼつんと一人でいたり、泣いていたりする。
- 登校を渋ったり、忘れ物が急に多くなったりする。
- 教室にいつも遅れて入ってくる。
- 職員室や保健室の付近でうろうろしている。すぐに保健室に行きたがる。
- いつも人の嫌がる仕事をしている。
- 家から金品を持ち出す。

5 遊び・友人関係

- いつも遊びの中に入れない。グループで行う作業の仲間に入れてもらえない。
- 「〇〇菌」といった不快に思う呼び方を友達からされている。
- 付き合う友達が急に変わる。教師が友達のことを聞くと嫌がる。
- 笑われたり冷やかされたりする。
- 特定のグループと常に行動を共にする。
- プロレスごっこ等にいつも参加させられている。
- よくけんかが起こる。
- 他の人の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。

6 教師との関係

- 教師と目線を合わせなくなる。
- 教師との会話を避けるようになる。
- 教師と関わろうとしない、避けようとする。

4 いじめ対応で学校として徹底すること

各学校（園）におかれましては、全教職員で下記の事項を確認し、いじめの未然防止と早期解決に向けた指導の徹底をお願いします。

（平成24年7月19日付け 練馬区教育委員会教育長通知より）

相談窓口等の幼児・児童・生徒への周知

○教職員一人一人が日ごろから幼児・児童・生徒理解に努めるとともに、担任や養護教諭はもちろん、管理職も含めて必要な時は誰でも相談できることや他にも相談窓口があることを幼児・児童・生徒に伝える。

学校全体で情報共有

○幼児・児童・生徒の表情や言動に変化あるいは気になる状況が見られたときは、管理職をはじめ学校（園）全体で情報を共有し、当該幼児・児童・生徒の安心と心の安定を第一に考え、速やかに事実確認をするとともに家庭との連絡を密にするなど、適切な指導を行う。

学校組織で対応

○いじめ等の対応にあたっては、いかなる理由があっても被害者の側に立ち、担任一人ではなく、複数のチームで対応する。その際、当該幼児・児童・生徒が校（園）内で孤立したり偏見や差別を受けたりすることがないように、複数の目で見守る。また、暴力行為やいやがらせ、金銭の強要等をする児童生徒に対しては、教職員全員が毅然とした態度で指導するとともに、保護者、関係機関と速やかな連携を図る。

学校全体で継続的な見守り

○いじめ等の対応については、対応したことで解決したと思わず、状況が改善されたかどうかを組織として長期的に観察するようにし、管理職や生活指導担当者を中心に教職員全体で状況を確認する。

参考文献 「子供の命を守ろう ～子供の自殺予防に向けて～」 平成20年3月 東京都教育委員会
「人権教育プログラム（学校教育編）」 平成24年3月 東京都教育委員会